

(H29.11~H30.6) ----- (H30.10) ----->(H31.3)

制度設計

◆ 投資のための財源確保

- ◎ 財源 … **合計85億円** (H31~35年度の5年間)
 (内訳)
- ① **51億円** … JKAの積立金の一部拠出
 (拠出には**法律改正が必要**)
 - ② **25億円** … JKAの広報予算見直しによる拠出
 (拠出には法律改正を受けて予算全般の組替えが必要)
 - ③ **9億円** … 全輪協の積立金の一部拠出
 (拠出にはJKAの拠出及び施行者同意が前提)

投資

◆ 施行者間調整ルールとインセンティブの仕組みの構築

- (A) **先導的施行者の選定**
 - ・ 先導的な取組や開催日数増を実施する施行者にGP・G I等の開催権を付与
- (B) **JKAが開催日程を調整**
 - ・ JKAが開催日程調整を行い、施行者には財政的支援を実施
- (C) **施設改修・設備投資等に対する財源支援**
 - ・ 積極的に競輪場等の施設改修・設備投資等を行った施行者に対しその一部財源を支援

◆ 競輪事業の意思決定プロセスの見直し

経産省の法律改正断念

見直し

見直し

見直し

競輪事業の持続的発展に向けた取組の骨子

◆ 財源

- ①の財源は**法律改正断念により拠出不可**
 このため、一旦ゼロベースとした上で新たな財源を検討し、
- ②はJKAの広報予算の範囲で改めて検討
- ③は財源拠出の是非を改めて検討

◆ 取組

(A') モデル事業の実施

- ・ 関係団体(JKA・日競選・全輪協)や施行者が提案する“効果の期待できる「モデル事業」”の開催の広報宣伝をサポート
- ・ 2021年度からGP・G I 実施施行者は開催を1節(3日間)増やし、モデル事業を実施

(B') JKA策定の日程を参考に施行者が日程調整

- ・ JKAが日程平準化の観点から最適な開催日程の考え方を施行者に示した場合、施行者はこれを参考に施行者間で日程調整を行う。

(C') 施設改修・設備投資のサポート

- ・ 財源確保の手法と併せ2019年度以降検討

【競輪最高会議の強化改善】(H30年12月~)

- ・ 方針決定及びトップダウンの検討指示
- ・ アドバイザーの参画
- ・ 柔軟な開催
- ・ 施行者及び関係者への情報共有の強化
- ・ 全輪協の努力(事前の施行者調整による円滑な意思決定)…等

上記に関連しない競輪業界独自の取組 (H29~)

- ・ Gグレードナイター(GⅢ・G I 競輪祭)
- ・ GⅢ概定変更
- ・ オール7車立て12R
- ・ ミッドナイト9R
- ・ ミッドナイトフィナーレ
- ・ モーニング7
- ・ 発走時刻の全国調整 …等により、売上は対前年度超を5年連続(見込み)維持

まえがき

産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会のとりまとめに関する経済産業省の法令面の検討状況において、施行者間調整ルールとインセンティブの前提となる財源確保が困難となった環境変化に鑑み、業界として競輪事業の持続的発展に資するための施行者の競輪活性化に向けた各種取組の推進をサポートする制度を構築する。

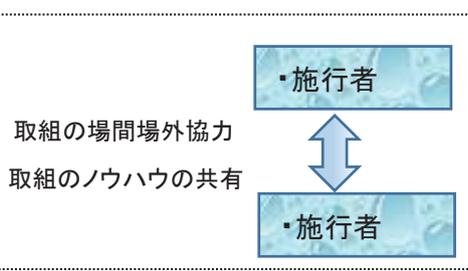
目的

JKA・全輪協・日競選(以下「関係団体」という)と各施行者協働の下で施行者が競輪事業の持続的発展に向けた取組(モデル事業)を実施できる環境を整備し下記事項を達成する。

- ① 競輪事業の持続的発展
- ② 各競輪場の売上・収益底上げ
- ③ 新たな取組みのノウハウを施行者間で共有し、その中で各施行者が自らの事業運営に適した取組みを行い、競輪がより多くのお客様に支持されるよう事業運営の活性化を図る。

・JKA
 ・全国競輪施行者協議会
 ・日本競輪選手会

- ① 関係団体からの効果を期待する取組提案
- ② 関係団体からの効果を期待する取組を実施できる環境整備支援
- ① 施行者からの効果の見込まれる取組提案
- ② 施行者からの効果の見込まれる取組を実施できる環境整備



概要

- 1. 効果の期待できる施策(モデル事業)に施行者が積極的に参画する仕組みの構築等
 - (1) 2019年度より、関係団体及び施行者が提案する(従前から取組んでいる事業含む。)取組(モデル事業)に積極的に施行者が参画する仕組みの構築
 - (2) 2021年度のGP・G I 開催施行者は、開催節数を1節(3日間)増やす(前倒し実施についても検討する。)こととし、その増やした開催において関係団体が提案する取組等を行う。

※ (3年程度の実施状況を踏まえて見直し等の検討を適宜行うものとする。)

2. 開催日程

- (1) 開催日程は、JKAが開催日程平準化の観点からの最適日程調整の考え方を示した場合これを参考に、従来どおり施行者間において調整する。

取組の骨子

- ① 関係団体は、関係団体が提案する新たな開催形態等(モデル事業)で開催を行う施行者の、その開催に係る広報宣伝等をサポートする。
- ② 関係団体は、施行者から新たな開催形態等が提案され、効果の期待できる取組と判断した場合、その事業をモデル事業とし、それに係る広報宣伝等をサポートする。
- ③ GP・GI開催施行者は、増やした開催(1節3日)で、関係団体が提案する取組(モデル事業)を行い、関係団体は、その開催に係る広報宣伝等をサポートする。

なお、上記①～③は、JKAが、従来から行っているPR事業と合わせ本制度の構築に向けて「施行者との向き合い事業」を拡充する事業計画及び予算の認可について経済産業省と協議し、認可された場合当該予算の範囲内で対応するものとする。(2019年度の事業計画及び予算は認可された。)

- ④ 施行者は、モデル事業の場間場外発売等に可能な限り協力する。

(今後(2019年度)検討事項)

関係団体は、本場開催日数あるいは場外発売日数を増加するための、投票機器、映像機器その他の競輪場の管理運営に係る設備機器(当該設備機器を動作させるためのシステムを含む)の設置等に取り組む施行者をサポートする。

また、本場開催日数あるいは場外発売日数の増に資し、かつ当該競輪場のイメージアップに繋がる施設整備・改修を行う施行者をサポートする。

役割

- ① JKAは他の関係団体及び施行者と連携・協働の下、以下の取組みを行う。
 - 1) 若い世代をはじめとした新規顧客の獲得及び本場・場間場外・専用場外(以下「本場等」という。)への来場促進に資する施策の立案・提案
 - 2) インターネット投票における新規顧客の獲得及びインターネットで獲得した新規顧客の「本場等」への来場促進に資する施策の立案・提案
 - 3) 施行者が「本場等」において効果的に広報宣伝を行うための助言・サポート
 - 4) その他
- ② 全輪協は他の関係団体と施行者が連携・協働を効果的に行うため、以下の取組みを行う。
 - 1) 施行者意向を踏まえ、新たな施策をJKA及び選手会と協議
 - 2) オフィシャル投票サイトにおける新規顧客を獲得する施策の実施
 - 3) JKAに対して全輪協が有するデータ等資料の提供
 - 4) その他
- ③ 選手会は、他の関係団体及び施行者と連携・協働の下、以下の取組を行う。
 - 1) 選手の観点を踏まえ、新たな施策をJKA及び全輪協と協議
 - 2) その他
- ④ 施行者は、関係団体と連携・協働の下、以下の取組みを行う。
 - 1) 若い世代をはじめとした新規顧客の獲得及び既存顧客のつなぎ止めに資する取組みの実施
 - 2) 本場開催時及び場外開催時における来場促進
 - 3) その他